

資料1 平成11年度日本造血細胞移植学会収支決算書

収入の部

科目	当初予算額	決算額	適 応
会員会費	9,850,000	10,438,000	@5,000×2名分 @8,000×1206名分 @15,000×52名分 計1,260名
年次総会寄付	0	3,000,000	
預金利息	2,500	3,268	
名簿広告料	1,200,000	1,000,000	@50,000×20社分
小 計	11,052,500	14,441,268	
前年度繰越	6,487,446	6,487,446	
合 計	17,539,946	20,928,714	

支出の部

科目	当初予算額	決算額	適 応
名簿管理・事務代行費	1,530,000	1,523,750	事務代行
郵送費	500,000	530,010	立替費
人件費	600,000	600,000	@50,000×12ヶ月分
登録センター事務費	3,000,000	3,000,000	愛知がんセンター
年次総会補助費	1,000,000	1,000,000	広島日赤
印刷・ニュースレター	500,000	652,720	事務代行
委員会・旅費等	300,000	471,314	理事会(1999.6) 評議員選任委員会 (1999.4)ガイドライン 委員会他
全国登録報告書印刷費	750,000	745,500	生協印刷部
名簿作成費	2,400,000	2,562,254	業務委託
ホームページ作成費	600,000	661,500	業務委託
雑費	150,000	245,478	
小 計	11,230,000	11,992,526	
次年度繰越	6,309,946	8,936,118	
合 計	17,539,946	20,928,714	

資料2 平成12年度および平成13年度日本造血細胞移植学会収支予算

収入の部

区 分	平成12年度予算額 自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日	平成13年度予算額 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
【会員会費】	10,500,000	11,000,000
【雑収入】		
預金利息	2,600	3,000
【事業収入】		
広告掲載料	0	1,200,000
小 計	10,502,600	12,203,000
前年度繰越	8,936,188	7,888,788
合 計	19,438,788	20,091,788

支出の部

区 分	平成12年度予算額	平成13年度予算額
【事業費】	4,900,000	7,600,000
学会出版費	2,000,000	2,000,000
全国登録報告書印刷費	750,000	750,000
年次総会補助費	1,000,000	1,000,000
会員名簿作成費	0	2,700,000
ニュースレター印刷費	500,000	500,000
ホームページ作成費	650,000	650,000
【管理費】	6,650,000	6,650,000
名簿管理・事務代行費	1,750,000	1,750,000
郵送費	600,000	600,000
人件費	600,000	600,000
登録センター事務費	3,000,000	3,000,000
委員会・旅費等	500,000	500,000
雑費	200,000	200,000
当期支出合計	11,550,000	14,250,000
当期支出差額	1,047,400	2,047,000
次年度繰越	7,888,788	5,841,788
支出合計	19,438,788	20,091,788

**日本造血細胞移植学会
ホームページアドレス変更のお知らせ**

本学会のホームページが昨年度より開設されておりますが、この度アドレスの変更をいたしましたのでご連絡いたします。

<http://www.med.nagoya-u.ac.jp-naika/1/jhsct/index.html>

<http://www.jhsct.com>

JSHCT Letter No.7

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

日本造血細胞移植学会 March 2001

発刊発行：日本造血細胞移植学会 〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65番地 名古屋大学医学部第一内科内 TEL (052) 744-2146 FAX (052) 744-2161
発行所：齋藤 英彦 編集責任：日本造血細胞移植学会ニュースレター編集委員会 印刷：株式会社セントラルコンベンションサービス 年2回発行：2001年3月

日本造血細胞移植学会同種PBSCT小委員会からのお知らせ

小委員会委員長 小寺良尚

平成12年4月の健康保険適用以降、同種末梢血幹細胞移植例は平成13年2月半ばの段階で600例を超え、予想をはるかに上回るスピードで普及しております。この間にドナーに発生した有害事象の内、比較的重篤であるとしてドナー登録センターに報告があったものは10例で、幸い生命に関するものや後遺症を残すようなものの報告はありませんでした。しかしながら海外では、少なくとも一部は既に文献などを通じて皆様ご存知の様に、7~8例の死亡例(これらについては、論文報告は無く、採取との因果関係は確立されていません)及び2例の脾臓破裂(論文報告有り、いずれも救命されています)という、極めて重篤な有害事象が発生しております(我が国において発生したドナーの一過性心停止事例につきましては既に本事業のドナー登録センターを通じてお知らせいたしました)。つきましては、先生方におかれましてはこうした重篤な有害事象の発生を未然に防止すべく学会ガイドラインの遵守につき今一度ご確認頂くとともに、以下のことをご確認、実施して頂きますようお願いいたします。又、今後ドナーの同意取得に当たっては、ここにお知らせした全ての情報を正しくインフォームしてから同意を取って頂きますようお願いいたします。

重篤な血管障害発生の予防:高齢であることや高血圧、動脈硬化症など特に血管障害に関するリスクファクターを有するドナーからの採取は、学会ガイドラインを遵守し極力避けるようにしてください。

脾臓破裂の予防:我が国の複数施設において自主的に行われた超音波診断やC-Tスキャンによる脾臓サイズのモニターの結果、G-CSF 5日間の投与により脾腫大はほぼ全例に見られることが報告されています。従いまして採取前に必ず脾臓のサイズを画像診断法も含めて確認するとともに、G-CSF投与開始後脾腫大による症状などが現れた場合には直ちに採取スケジュールを中止してください。

海外における8例の同種末梢血幹細胞ドナーの死亡事例は、発症時期等から見て、同種末梢血幹細胞動員採取に強い関連があるものと考えられます(ドナー登録センターから去る2月下旬に皆様に発送された資料をご参照ください)。

そして8例に共通する著しい特徴は、いずれも末梢血幹細胞採取時、ドナーは健常とは言い難い状態であったということです。同種造血幹細胞ドナーは骨髄、末梢血を問わず健常人であることを前提としています。患者救済のためにドナー候補者を含む血縁者の強い要請がある場合、採取(移植)医が、決して健常人とは言えないドナーからの末梢血幹細胞採取を考慮せざるを得ない場合も有ることは理解できますが、同種造血幹細胞移植は一人の健常人から二人の健常人を生み出す治療であり、一度ドナーに重大な健康上の問題が発生した時には、この治療法そのものが崩壊することも有り得ることを今一度認識していただきたいとおもいます。

同種末梢血幹細胞ドナー登録センターの業務と現状について

日本造血細胞移植学会 同種末梢血幹細胞ドナー登録センター
イービーエス株式会社 臨床情報処理部門 山田 剛久

同種末梢血幹細胞ドナー登録センターでは、2000年4月以降、同種末梢血幹細胞移植のためにG-CSF製剤を投与された全てのドナーの登録を受付けていますが、運営開始直後より本調査の実施方法等について、数々の問合せをいただいています。例えば、「ドナーさんが遠方から来院されているため4週目の検査を実施できないのだがどうしたらよいか」、あるいは、「4週後の検査のみ他施設で行いたいのだが保険請求はどのようになるのか」といった問合せを多くいただきました。これに対しては、検査は可能な限りお願いしたい旨、他施設で検査を実施した場合でも検査結果は採取実施施設の担当医から報告していただきたい旨、短期フォローアップ調査に関わる検査の保険請求については原則としてレシピエントの保険でお願いしたい旨をお伝えしています。

登録センターの業務としては、登録受付時には、登録内容の確認、担当医への登録番号の連絡、同意書・短期フォローアップ調査票の発送等を行っており、規定の適格性基準を満たしていないドナーに関しては、学会の判定医にお願いして、直接、担当医に安全性の確認をしていただいています。また、各医療機関からの調査票の回収後は、直ちにデータを入力して、必須事項の記載漏れ、記載内容の矛盾検出のための論理チェック等により精査を行い、不明点に関しては記入医師に「確認調査票」を送付して内容を確認させていただいています。登録センターとしても出来るだけ回答医師の負担にならないように、また不明確な質問にならないように、「確認調査票」の質問事項の作成には万全を期しているつもりですが、既に2回目の確認調査票を送付したケースも数十例ありますので、今後も改善を重ねていきたいと考えています。

登録例数は2001年1月末までの10ヶ月間で、564例に達しています。その内、ドナー短期フォローアップ調査票は1月末までに379例分を回収しており、登録番号R-0001からR-0350(2000年4月から10月頃までの登録例)で見ると回収率は約85%(296/350例)です。本調査では、製薬会社の実施する臨床試験で介在するMonitorを介さないCentral Monitoringで行っているということ考えると高い回収率と言えます。しかし、一方でG-CSF投与開始(予定)日から9週間以上経過しても調査票が回収できない場合には、担当医に提出依頼を送付して提出忘れのないようお願いしているのですが、2回以上依頼しても回収できないものも44例(1月末時点)あり、徐々に累積しつつあることも事実です。

この3月からは、G-CSF投与後1年以上を経過したドナーに対して、調査該当時期(投与後1、2、3、4、5年)に健康診断受診依頼の発送を開始します。また、この長期フォローアップ調査に協力していただいたドナーに対しては、学会から検査費および協力費の振込みを行う予定です。さらに、レシピエント調査についても短期調査票の記入依頼、回収、データ管理等を実施していくことが決まっており、今後の登録センターの業務は盛り沢山ではありますが、調査票回収率の更なる向上、精度の高いデータの集積のため尽力したいと考えています。

日本造血細胞移植学会理事評議員選任規約(細則)

(平成11年12月16日改訂)
(平成12年12月9日改訂)

第1章 理事評議員選任委員会

第1節

- 1) 理事評議員選任委員会(以下委員会と略)を設置する。
- 2) 前年度会長を委員長とする。
- 3) 委員は理事会において評議員の中から5名選任する。
- 4) 委員の任期は2年とし、再任はしない。
- 5) 委員会は以下に記す任務を遂行する。
 - ・理事選出についての実務
 - ・評議員の選任

第2章 理事の選任

第1節 理事の選任

- 1) 理事の定数は20名とする。
- 2) 評議員は理事候補者になることができる。
- 3) 理事候補者になるうとするものは、委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を委員会に届けなければならない。
- 4) 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。
- 5) 委員会は理事の選挙を行う評議員会において専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報を評議員に配付する。
- 6) 理事は通常評議員会において出席した評議員の無記名投票により決定する。
- 7) 評議員が投票する数は5名とする。
- 8) 得票数の多い者から順に、各専門科別に、内科系3名、小児科系2名、その他の臨床系1名、基礎系1名、コメディカル1名を当選者としたのち、それ以外の候補者は専門科にかかわらず、得票数の最も多かった者から順に当選者とする。得票数が同数の場合には年令の高い者を当選とする。立候補者が定数に満たない場合には理事会で選任し、評議員会の承認を得ることとする。専門科別人数の改定は投票前に理事会で決定し、評議員会の承認を得ることとする。
- 9) 理事の任期は4年とする。ただし任期は2期を限度とする。
- 10) 理事の選出は2年に一度行う。
- 11) 理事に欠員が生じ、残りの任期が2年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

移行措置

- 1) 平成11年度は平成10年度の資格を有する理事が理事を務め、任期は1年とする。この任期は再任時の任期数には算定しない。

- 2) 平成11年度の定例評議員会において20名の次年度以降の新理事(専門科別は第7項の2倍の人数)を選出するが、抽選により10名(専門科別の人数は第7項の人数)は2年任期とする。ただし、この2年任期は再任時の期数には算定しない。
- 3) 平成12年度の監事の選任は2名とし、抽選により1名は2年任期とする。

第3章 評議員の選任

第1節 評議員候補の資格

下記の資格を有する会員は評議員候補者になることができる。

- 1) 連続5年以上本会の正会員で、会費を完納したものである。ただし、選挙が行われる年に満60歳に達したものは候補者になれない。
- 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

第2節 評議員の選任

- 1) 評議員の定数は正会員数の5%を越えないものとする。
- 2) 委員会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、学会長に報告する。
- 3) 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、年次総会の5ヶ月前から3ヶ月までに委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
- 4) 委員会は年次総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカルの3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性も考慮する。選任会議は会員(評議員候補者を除く)に公開とする。
- 5) 年次総会時の理事会、評議員会で選任評議員の承認を得る。

移行措置

- 1) 平成10年度の資格を有する理事、評議員は平成11年度評議員とする。
- 2) 平成11年度の新評議員の選定は平成11年1月から3月までに実施する。理事会、評議員会での承認手続きは会議を召集することなく書面にて行う。選定数は15人を目標とする。その他この規約は平成10年12月18日より有効である。

日本造血細胞移植学会からのお知らせ

平成12年度日本造血細胞移植学会総会におきまして理事会、評議員会で討議がなされ、平成12年12月9日の総会において承認されました事項につきお知らせいたします。

1. 学会会則・選任規約の変更
会則と規約の変更を行いました。変更後の新たな会則、規約につきましては4・5ページに掲載いたしました
2. 平成13年度の会長は北海道大学大学院医学研究科癌制御医学講座(血液内科)の今村雅寛先生で、学会は平成13年12月20日(木)・21日(金)に北海道厚生年金会館、札幌市教育文化会館で開催されます。
3. 平成14年度の会長は大阪府母子保健総合センター小児内科の河 敬世先生で、学会は平成14年10月24日(木)・25日(金)に大阪国際会議場で開催予定です。
4. 平成14年度は理事の改選を予定いたしております。4年任期の理事は浅野茂隆、小寺良尚、森島泰雄、河 敬世、中畑龍俊、田島知郎、濱島信之、澄川美智、気賀沢寿人、西平浩一、2年任期の理事は池田康夫、土肥博雄、原田実根、加藤俊一、松山孝司、塩原信太郎、尾上裕子、平岡 諒、齋藤英彦(敬称略)の各先生方です。このうち2 年任期の方が任期満了となり改選の対象となります。今回10名の理事の方は選任されますと任期は平成14年4月より平成18年3月までとなります。
5. 平成13年度の評議員選任委員会は平成12年11月25日に名古屋第一赤十字病院会議室にて土肥博雄(委員長)、中畑龍俊(会長)、小島勢二、権藤久司、麦島秀雄の各委員出席の下で行われました。先に選任を行う上での申し合わせ事項として以下の点を確認しました。平成13年度新評議員として15名内外を選任する。日本造血細胞移植学会に100例以上の登録施設から1名は選任する。Inpact Factor の上位者を選任する(ただし移植数が極端に少ない臨床系は不可)。内科系・小児科系・基礎系別に選任する(今回その他の臨床系・コメディカル系からは応募なし)。地域性を考慮する。一施設から2名以上は選任しない。応募段階で60歳以上の方を選任しない。今回の応募は内科系41名、小児科系6名、基礎系8名の計55名でした。申し合わせ事項に沿って選考をおこなった結果、内科系10名、小児科系5名、基礎系3名の18名が選任された旨理事会・評議員会にて報告があり、総会において承認されました。
【平成13年度新評議員】(敬称略)
秋山秀樹(東京都立駒込病院血液内科) 小林良二(北海道大学小児科) 西村美樹(千葉大学第二内科)
浅井 治(慈恵医大骨髄移植センター) 澤田賢一(北海道大学分子制御学) 畠 清彦(癌研究会病院化学療法科)
池田和真(岡山大学輸血部) 杉田寛爾(山梨医科大学小児科) 福原資郎(関西医大第一内科)
岡本隆弘(兵庫医大第二内科) 竹下明裕(浜松医大第三内科) 前川 平(東京大学医科研輸血部)
岸 賢治(東海大学血液・リウマチ科) 谷 慶彦(大阪赤十字血液センター) 八木啓子(大阪府立母子センター)
栗山一孝(長崎大学原医研内科) 矢部晋正(東海大学小児科)
6. 新監事として坂巻 壽先生(東京都立駒込病院血液内科)が選出されました(任期は平成15年3月まで)。なお現監事は小島勢二先生(名古屋大学成長発達)で任期は平成14年3月までです。
7. 同種末梢血幹細胞移植のレシピエント調査研究が開始されることになりました。調査の方法および具体的な内容については今後、会員の皆様に文書でお知らせすることになりました。
8. 同種末梢血幹細胞移植に関する調査研究は平成12年4月より登録センターにて登録が開始されました。その後の約8ヶ月で予想をこえるドナーの登録があり(12月1日現在で500名を超える登録数)、採取時の有害事象についても重大な例の報告があり、改めて安全性の確保を最優先事項として行っていただきたい旨の報告と要望がPBSCCT小委員会からなされました。
9. 事務局より平成12年度の会計報告と平成13年度および平成14年度の予算案が示され、承認されました(会計報告と予算案は6ページに掲載いたしました)。
10. 事務局より同種末梢血幹細胞移植ドナーのフォローアップ調査事業に関しては、現在の時点でのドナー登録が予想を超える数であり、予算案そのものの提示が困難であることから次年度までに会計報告をおこなうことでの承認された経緯につき報告がなされ、総会での協議を経て承認されました。
11. 理事会・評議員会において前方向視研究につき学会が今後どのように取り組んでいくのかについてワーキンググループで検討することになりました。ワーキンググループのメンバー構成や運営については中畑会長に一任されました。
12. 全国集計データ管理委員会のメンバーは小児科領域(5名)今泉益栄、加藤俊一、河 敬世、長尾 大、花田良二、内科領域(5名)岡本真一郎、笠井正晴、原田実根、平岡 諒、森島泰雄(敬称略)の計10名で任期は平成13年3月までです。
13. ガイドライン委員会のメンバーは森島泰雄(委員長)、秋山秀樹、岡本真一郎、小島勢二、権藤久司、高橋恒夫、森下剛久、矢部晋正(敬称略)の計10名で任期は平成13年3月までです。
14. 編集委員会は平成13年度よりさらに、ニューズレターの充実と、全国集計データの欧文誌への投稿等につき活動を活発にするために設置されました。今年度中にメンバー構成、具体的な活動内容の検討を行う予定です。
15. 平成12年度の理事・評議員選任委員会のメンバーは土肥博雄(委員長)、岡本真一郎、小島勢二、権藤久司、星 順隆、麦島秀雄(敬称略)の5名です。任期は平成14年3月までです。
16. 平成11年度以前の評議員の方々には平成13年3月をもって2年の任期が終了いたしますので、評議員の継続につき4月以降にお問い合わせさせていただきます。
17. 平成13年度には名簿の発行を予定いたしております。4月以降に会員の皆様に所属機関、所在地、電話、FAX、e-mail等の問い合わせをさせていただきますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

日本造血細胞移植学会会則

(平成10年12月18日改訂)
(平成11年12月16日一部改訂)
(平成12年12月9日改訂)

第I章 名称

第1条 本会は日本造血細胞移植学会と称する。
(英語名:The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation, 略:JSHCT)

第II章 目的および事業

第2条 本会は造血細胞移植の研究とその治療成績向上を図ることを目的とする。

第3条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 国内外の関係学会との交流
- 5) その他(会員名簿の発行、など)

第4条 上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局ならびにデータ集計事務局を常設する。

第III章 会員

第5条 本会員は、名誉会員、功労会員、正会員、賛助会員より構成される。

第6条 名誉会員は、年次学術集会会長を経験し65歳を越えた会員で、理事会で推薦され、評議員で承認される。

第7条 功労会員は、理事を経験し65歳を越えた会員で、理事会で推薦され、評議員で承認される。

第8条 本会の目的に賛同し所定の手続きを経れば正会員となることができる。ただし、正当な理由無く2年間異常会費を納入しなかった場合および本会の名誉を著しく汚した場合は理事会の審議を経て除名されることがある。

第9条 正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第10条 賛助会員は本会の目的に賛同し財政的支援を与える団体をもって充てる。

第IV章 役員および役員

第11条 本会には次の役員を置く。
会長、次期会長、次々期会長 各1名、理事20名前後(事務局に勤務する庶務担当理事1名を含む)、監事2名、評議員数80名前後(理事および会計監事を含む。但し、評議員は正会員数の5%は越えないものとする)。

第12条 次々期会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、評議員会で承認決定される。その任期は該当年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

第13条 理事は61歳(4月1日現在)までの評議員の中から別に定める理事評議員選任規約により選任する。任期は該当年度の4月1日から4年とする。ただし、任期は2期を限度とする。

第14条 監事は、評議員の中から会長が指名する。任期は2年とする。

第15条 理事会は会長によって少なくとも年2回(1回は年次学術集会の前)に開催され、全理事の2/3以上の出席をもって成立する。本会では、理事評議員選任規約の変更、事業、会計、などの審議を行う。なお、名誉会員は本会に出席し意見を述べることができるが、票決の際にはこれに加わらないものとする。会長が必要と認めた場合は臨時理事会を開催することができる。

第16条 評議員は62歳以下(4月1日現在)の正会員の中から別に定める理事評議員選任規約により選任する。任期は該当年度の4月1日から2年間、65歳になる年度の3月31日迄とするが、再任は妨げない。

第17条 評議員会は名誉会員、功労会員、理事、評議員によって構成される。会長によって召集され、全評議員の2/3以上の出席をもって成立するものとする。理事会での審議事項について報告すると同時に、必要と考えられる事項についての審議、承認、決定を行う。

第18条 評議員会は名誉会員、功労会員、理事、評議員によって構成される。会長によって召集され、全評議員の2/3以上の出席をもって成立するものとする。理事会での審議事項について報告すると同時に、必要と考えられる事項についての審議、承認、決定を行う。

第V章 総会および学術集会

第19条 総会は年次学術集会の期間中に会長を議長として開催する。総会では理事会、評議員会で審議決定された重要事項や収支決算を報告し承認を得る。

第20条 年次学術集会は会長の責任の下に演題を公募し毎年開催される。本総会プログラム構成は会長とプログラム委員会に任せられるが、会長にはデータ管理委員会において任期中にまとめられた臨床集計結果を本学会で公表する義務を有するものとする。なお、一般公募演題の発表者の中の少なくとも1人は正会員でなくてはならない。

第21条 会長が必要と認めるときは、年次学術集会以外の学術集会を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。

第VI章 その他

第22条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第23条 本会の年会費は評議員が15,000円、正会員が8,000円、賛助会員が50,000円以上、と定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費が免除される。

第24条 年次学術集会は一般公開とする。会場費は会長の責任によって定められるものとする。

付則

1 事務局およびデータ集計事務局はそれぞれ、変更の必要が生じない間は名古屋大学第1内科および愛知県がんセンター研究所疫学部に設置する。

2 下記の委員会を設置する。

- ・全国集計データ管理委員会
- ・ガイドライン委員会
- ・編集委員会
- ・理事評議員選任委員会